

滑川市老人デイサービスセンター通所介護利用表(1日分)1割負担

(単位:円)

通所介護費							
区分	通常規模型 2時間以上 3時間未満	通常規模型 3時間以上 4時間未満	通常規模型 4時間以上 5時間未満	通常規模型 5時間以上 6時間未満	通常規模型 6時間以上 7時間未満	通常規模型 7時間以上 8時間未満	通常規模型 8時間以上 9時間未満
介護度1	2,720	3,700	3,880	5,700	5,840	6,580	6,690
自己負担額	272	370	388	570	584	658	669
介護度2	3,110	4,230	4,440	6,730	6,890	7,770	7,910
自己負担額	311	423	444	673	689	777	791
介護度3	3,510	4,790	5,020	7,770	7,960	9,000	9,150
自己負担額	351	479	502	777	796	900	915
介護度4	3,920	5,330	5,600	8,800	9,010	10,230	10,410
自己負担額	392	533	560	880	901	1,023	1,041
介護度5	4,320	5,880	6,170	9,840	10,080	11,480	11,680
自己負担額	432	588	617	984	1,008	1,148	1,168

- ・上記の通所介護費に対し、施設にて送迎を行わない場合は片道470円(自己負担額47円)減算します。
- ・感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合に基本報酬に3%の加算を算定します。
- ・業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。

(単位:円)

加算		
区分	料金	自己負担額
▼入浴介助加算(Ⅰ)	400／1日	40
▼個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560／1日	56
▼認知症加算	600／1日	60
▼若年性認知症利用者受入加算	600／1日	60
▼口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200／6月に1回	20
▼科学的介護推進体制加算	400／1月	40
●中重度者ケア体制加算	450／1日	45
●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220／1回	22
●介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 介護費+加算(介護職員等処遇改善加算を除く)×120/1000 を算定し負担の割合分を請求します。	介護費による	介護費による

●・・・配置、体制加算のため、全員に加算されます。 ▼・・・ケアプランにより承認をいただき、該当するサービスを受けた場合に加算されます。

料金、加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

自己負担額は1割負担額です。ただし一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が変わります。

- ・入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行った場合に加算されます。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イは、機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者に合わせた機能訓練を行った場合に加算されます。
- ・認知症加算は、認知症にかかる専門的な研修を修了している職員を配置し、認知症の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成した上で、認知症の利用者にサービスを提供した場合に加算されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合に加算されます。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)は、介護職員等が6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に加算されます。

- 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省へ提出する場合に算定します。
- 中重度者ケア体制加算は、介護・看護職員の配置を手厚くし、介護度3・4・5の中重度の利用者を基準以上に受け入れる場合に算定します。
- サービス提供体制強化加算は、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉サービスを受けていただけるよう職員配置をします。
- 介護職員等処遇改善加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

(単位:円)

その他の利用料(自己負担)	
食費	700／1回
趣味活動・複写物交付・日常生活必要諸経費	実費

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

滑川市老人デイサービスセンター通所介護利用表(1日分)2割負担

(単位:円)

通所介護費							
区分	通常規模型 2時間以上 3時間未満	通常規模型 3時間以上 4時間未満	通常規模型 4時間以上 5時間未満	通常規模型 5時間以上 6時間未満	通常規模型 6時間以上 7時間未満	通常規模型 7時間以上 8時間未満	通常規模型 8時間以上 9時間未満
介護度1	2,720	3,700	3,880	5,700	5,840	6,580	6,690
自己負担額	544	740	776	1,140	1,168	1,316	1,338
介護度2	3,110	4,230	4,440	6,730	6,890	7,770	7,910
自己負担額	622	846	888	1,346	1,378	1,554	1,582
介護度3	3,510	4,790	5,020	7,770	7,960	9,000	9,150
自己負担額	702	958	1,004	1,554	1,592	1,800	1,830
介護度4	3,920	5,330	5,600	8,800	9,010	10,230	10,410
自己負担額	784	1,066	1,120	1,760	1,802	2,046	2,082
介護度5	4,320	5,880	6,170	9,840	10,080	11,480	11,680
自己負担額	864	1,176	1,234	1,968	2,016	2,296	2,336

- ・上記の通所介護費に対し、施設にて送迎を行わない場合は片道470円(自己負担額94円)減算します。
- ・感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合に基本報酬に3%の加算を算定します。
- ・業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。

(単位:円)

加算		
区分	料金	自己負担額
▼入浴介助加算(Ⅰ)	400／1日	80
▼個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560／1日	112
▼認知症加算	600／1日	120
▼若年性認知症利用者受入加算	600／1日	120
▼口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200／6月に1回	40
▼科学的介護推進体制加算	400／1月	80
●中重度者ケア体制加算	450／1日	90
●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220／1回	44
●介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 介護費+加算(介護職員等処遇改善加算を除く)×120/1000 を算定し負担の割合分を請求します。	介護費による	介護費による

- ・・・配置、体制加算のため、全員に加算されます。 ▼・・・ケアプランにより承認をいただき、該当するサービスを受けた場合に加算されます。

料金、加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

- ・入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行った場合に加算されます。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イは、機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者に合わせた機能訓練を行った場合に加算されます。
- ・認知症加算は、認知症にかかる専門的な研修を修了している職員を配置し、認知症の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成した上で、認知症の利用者にサービスを提供した場合に加算されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合に加算されます。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)は、介護職員等が6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報、

疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省へ提出する場合に算定します。

- ・中重度者ケア体制加算は、介護・看護職員の配置を手厚くし、介護度3・4・5の中重度の利用者を基準以上に受け入れる場合に算定します。
- ・サービス提供体制強化加算は、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉サービスを受けていただけるよう職員配置をします。
- ・介護職員等処遇改善加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

(単位:円)

その他の利用料(自己負担)	
食費	700／1回
趣味活動・複写物交付・日常生活必要諸経費	実費

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

滑川市老人デイサービスセンター通所介護利用表(1日分)3割負担

(単位:円)

通所介護費							
区分	通常規模型 2時間以上 3時間未満	通常規模型 3時間以上 4時間未満	通常規模型 4時間以上 5時間未満	通常規模型 5時間以上 6時間未満	通常規模型 6時間以上 7時間未満	通常規模型 7時間以上 8時間未満	通常規模型 8時間以上 9時間未満
介護度1	2,720	3,700	3,880	5,700	5,840	6,580	6,690
自己負担額	816	1,110	1,164	1,710	1,752	1,974	2,007
介護度2	3,110	4,230	4,440	6,730	6,890	7,770	7,910
自己負担額	933	1,269	1,332	2,019	2,067	2,331	2,373
介護度3	3,510	4,790	5,020	7,770	7,960	9,000	9,150
自己負担額	1,053	1,437	1,506	2,331	2,388	2,700	2,745
介護度4	3,920	5,330	5,600	8,800	9,010	10,230	10,410
自己負担額	1,176	1,599	1,680	2,640	2,703	3,069	3,123
介護度5	4,320	5,880	6,170	9,840	10,080	11,480	11,680
自己負担額	1,296	1,764	1,851	2,952	3,024	3,444	3,504

- ・上記の通所介護費に対し、施設にて送迎を行わない場合は片道470円(自己負担額141円)減算します。
- ・感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合に基本報酬に3%の加算を算定します。
- ・業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算します(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)。

(単位:円)

加算		
区分	料金	自己負担額
▼入浴介助加算(Ⅰ)	400／1日	120
▼個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560／1日	168
▼認知症加算	600／1日	180
▼若年性認知症利用者受入加算	600／1日	180
▼口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200／6月に1回	60
▼科学的介護推進体制加算	400／1月	120
●中重度者ケア体制加算	450／1日	135
●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220／1回	66
●介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 介護費+加算(介護職員等処遇改善加算を除く)×120/1000 を算定し負担の割合分を請求します。	介護費による	介護費による

- ・・・配置、体制加算のため、全員に加算されます。
- ▼・・・ケアプランにより承認をいただき、該当するサービスを受けた場合に加算されます。

料金、加算については関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

- ・入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行った場合に加算されます。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イは、機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者に合わせた機能訓練を行った場合に加算されます。
- ・認知症加算は、認知症にかかる専門的な研修を修了している職員を配置し、認知症の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成した上で、認知症の利用者にサービスを提供した場合に加算されます。
- ・若年性認知症利用者受入加算は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合に加算されます。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)は、介護職員等が6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報、

疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省へ提出する場合に算定します。

- ・中重度者ケア体制加算は、介護・看護職員の配置を手厚くし、介護度3・4・5の中重度の利用者を基準以上に受け入れる場合に算定します。
- ・サービス提供体制強化加算は、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉サービスを受けていただけるよう職員配置をします。
- ・介護職員等処遇改善加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

(単位:円)

その他の利用料(自己負担)	
食費	700／1回
趣味活動・複写物交付・日常生活必要諸経費	実費

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。